

令和 8 年度第 1 回静岡県森林審議会 会議録

令和 8 年 6 月 11 日 (木)
県庁別館 9 階第 1 特別会議室
(オンライン併用)

午後 2 時 00 分開会

○事務局（宇津美） 定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回静岡県森林審議会を開催いたします。

本日司会を務めます、森林計画課の宇津美です。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、審議会開催に当たりまして、経済産業部理事の小池からご挨拶申し上げます。

○小池経済産業部理事 皆さんこんにちは。経済産業部理事の小池でございます。

本日は、令和 8 年度第 1 回森林審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本来であれば、農林水産統括部長の横山が挨拶申し上げますところでございますが、公務の関係で出席がかなわず、私が代わってご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、日頃より本県の森林・林業行政に格別のご支援とご協力を賜わりまして、厚く御礼申し上げます。また、午前中に引き続きご出席いただいている林地保全部会の委員の皆様におかれましては、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨今世界規模で脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速する中、森林・林業の役割がこれまでになく注目されております。一方、自然災害の激甚化や担い手不足の深刻化など、森林・林業を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。加えて、中東情勢の緊迫した状況は、私たちの生活にも影響を及ぼしており、県では、国の動向を注視しながら機動的に対処してまいります。

昨年、2028年までの 4 年間を期間とする新たな総合計画「しずおかウェルビーイングプラン」と、その森林・林業分野の計画である森林共生基本計画を策定いたしました。持続可能な林業・木材産業の推進、森林の公益的機能の維持・増進、そして社会全体で取り組む魅力ある森づくり、この 3 本を柱に据えまして、森林との共生による持続可能

な社会の実現を目指してまいります。

本年度からは、主伐・再造林を促進する新たな取り組みといたしまして、スギやヒノキに比べ伐採期間を大幅に短縮できるテーダマツなど早生樹の導入とともに、先端技術を活用した新たな林業経営モデルの実証を進めてまいります。

一方、第3期事業としてスタートいたしました森の力再生事業では、これまで実施してまいりました、荒廃した人工林や竹林・広葉樹林の整備に加えまして、溪流沿いの森林整備に新たに取り組む、流れ木発生の予防にも努めてまいります。

ご承知のとおり、本県の森林は県土の約3分の2を占め、その公益的機能は、県民の皆様の安全・安心の確保はもとより、精神的な豊かさや、健康・暮らしの質の向上に寄与し、ウェルビーイングを支えるかけがえのない財産となっております。

県といたしましては、これらの機能を持続的に発揮させるため、森林共生基本計画に基づく施策を力強く展開してまいります。

本日は、静岡県森林と県民の共生に関する条例に基づき公表いたします、令和8年度版静岡県森林共生白書について、ご審議をいただきます。白書には、令和7年度に行なわれた、森林との共生に関する県民の皆様の取り組みや、県の施策の実施状況などを織り込んでおります。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、それぞれの専門のお立場から忌憚のないご意見を賜われますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局 本日は、委員の改選後初めての全体会議となります。改選後、時間も経過しておりますので、改選当初書面で執り行ないました会長選任や部会員の指名などについて、改めてご説明いたします。

まず、今期の委員の任期でございますが、令和8年3月3日から令和10年3月2日までの2年間でございます。

今回の改選により、岡田悦郎委員、近藤多美子委員、新妻淳子委員、茂木もも子委員の4名に新たに委員に就任していただきました。なお、岡田委員につきましては、一身上の都合により5月19日付けで委員を辞任されましたので、この場を借りて報告をさせていただきます。

続いて、会長の選任でございますが、お手元の資料「森林審議会設置根拠運営規程」をご覧くださいと思います。

ページ中段に記載のあります、森林法第71条により「委員が互選した者をもって充てる」とされていることから、委員全員の互選を書面により行なった結果、令和8年3月5日付けで中谷委員が会長に選任されました。また、同じ資料3ページの、静岡県森林審議会運営規程第6条においては、審議会の下に林地保全部会及び森林整備部会を置き、また部会員及び部会長は「会長が指名する」とされていますことから、令和8年3月6日付けで会長から各部会員及び部会長を指名していただきました。画面に共有しております名簿のとおり各部会員が決まっております。林地保全部会の部会長は今泉委員、森林整備部会の部会長は山崎委員でございます。よろしくお願いいたします。

なお、林地保全部会におかれましては、今期、今日の午前中の部会を含めて既に2回の審議を行なっていたいております。

それではまず、会長に就任されました中谷会長からご挨拶をお願いいたします。

○中谷会長 皆さんこんにちは。再任をしていただきました、県森連の中谷でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、ご多用中にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、先ほどご挨拶でもありましたが、新たに4人の方ということですが、それぞれの委員の方々、この森林審議会の使命、あるべき姿・形を認識していただいて、貴重なご意見を賜われればと考えております。

また、この4月には、森町森林組合、掛川市森林組合が合併・統合しまして遠州みらい森林組合が誕生いたしました。都合静岡県下には19の森林組合ということになりました。引き続き、新しい森林組合に対しましてもご支援を賜われますようお願い申し上げます。

また本日、先ほど小池理事からも話がございましたが、令和8年度の共生白書につきまして、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局 では、委員の皆様をご紹介します。名簿順にご紹介しますので、委員の皆様は自己紹介等、お願いいたします。

それでは、浅見委員、よろしくお願いいたします。

○浅見委員 常葉大学の浅見と申します。専門は植生学、それから保全生態学になります。この委員会では、森の豊かさという側面から審議内容を捉えて意見を述べさせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、石野委員、よろしくお願いいたします。

○石野委員 皆さんこんにちは。浜松市の天竜区で林業、製材業をやっているフジイチの石野と申します。よろしくお願いします。

私は、林業、素材生産や製材業、これらの需要拡大でお世話になり、この林業白書のまっただ中にいるような会社を経営しております。現場の意見をなるべく話したいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、板谷委員、お願いいたします。

○板谷委員 三重大大学の板谷です。お願いします。専門は森林利用学、林業の伐採から搬出までが範囲です。衛星画像等により森林資源の分布などを研究しております。静岡県はそういう部分で大変進んでいるので、いろいろ勉強させていただきながら参加しております。どうぞよろしくお願いします。

○事務局 続きまして、今泉委員、よろしくお願いします。

○今泉委員 静岡大学の今泉です。専門は砂防学で、土砂災害のことをやっております。特に森林管理と崩壊土石流の発生の関係等の研究をしております。よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、蔵治委員、お願いいたします。

○蔵治委員 東京大学の蔵治と申します。専門は森林と水循環で、東大の演習林に所属しております。現在の勤務地は、富士山の裏側にある山梨県山中湖村の演習林でございます。東京大学の演習林は静岡県内に2か所ございまして、南伊豆町と湖西市という、南と西の外れになりますが、その土地所有者という立場でも県には大変お世話になっているところでございます。よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、近藤委員、よろしくお願いします。

○近藤委員 近藤です。今回から初めて参加させていただきます。猛禽類を中心とした生態系の観点から、この会議に参加させていただければと考えております。よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、知花委員、お願いいたします。

○知花委員 政策研究大学院大学の知花と申します。専門は河川工学です。森林と土砂と河川との関係といったあたりでコメントさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○事務局 続きまして、中山委員、よろしくお願いします。

○中山委員 中山と申します。中山林業株式会社は、社有林が掛川市内と天竜区佐久間町

にございまして、植林から素材生産まで一貫した林業を行なっております。それ以外には、フォレストワーカーの講師などを務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○事務局 新妻委員、続きましてお願いします。

○新妻委員 静岡文化芸術大学の新妻と申します。今期からこちらの審議会に参加させていただきます。

専門は建築ですが、文化財の建造物に関わる機会が非常に多く、文化財の建造物という木造ばかりで、「ふるさと文化財の森」の制度であるとか、森のことについても非常に関心があります。いろいろと勉強させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、西久保委員、お願いいたします。

○西久保委員 西久保です。浜松市で、手刻みで行なっています大工工務店に籍を置きながら木造の住宅設計をしています。皆さんの中でも、一番川下側にいる立場になるかと思っていますので、その観点からまたいろいろ勉強させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、茂木委員、お願いいたします。

○茂木委員 東京農業大学の茂木でございます。専門は森林・林業の政策学分野と、特に専門としているのは木材流通となります。産業分野、政策分野として携わらせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、最後に、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 山崎と申します。ホールアース自然学校で活動しています。環境教育が専門になりますので、審議会では、主に一般県民と森林の関わりのところについてコメントさせていただければと考えています。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員14名中8名の委員に県庁会場にてご出席いただいております。また、浅見委員、板谷委員、知花委員、新妻委員、茂木委員におかれましてはオンラインで出席をいただいております。出席者は13人で、委員の半数を超えており、森林審議会運営規程第3条に定める開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

では最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資 料 確 認)

○事務局 それでは、議事進行の議長は、慣例により中谷会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中谷会長 それでは暫時議長を務めさせていただきます。

審議に入ります。

諮問事項といたしまして、令和８年度版静岡県森林共生白書（案）について、事務局から説明願います。

○事務局（山上） 森林計画課の山上です。審議事項「令和８年度静岡県森林共生白書（案）」について、ご説明させていただきます。

本年度は、よりデジタル化を進め、パソコンの画面で見やすいＡ４横サイズで作成しております。また、青字下線部分はリンクを設定しており、関連ページ等を参照できるようになっております。

それでは２ページ目をお開きください。

「森林共生白書の趣旨」です。

森林との共生に向けた取り組みについてご説明します。

静岡県は、平成17年度に、静岡県森林と県民の共生に関する条例を制定し、県民参加の下で、美しく恵み豊かな森林を創造・継承することを掲げました。

この条例に基づき、森林と県民の共生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、静岡県森林共生基本計画を策定しています。

３ページをご覧ください。

森林共生白書は、森林との共生に関する県民の取組と県の施策状況を年に一度公表するものです。森林共生基本計画に基づく施策の進捗を評価し、PDCAサイクルによる継続的改善に取り組む内容を県民の皆様に分かりやすくお伝えすることを目的としています。

森林共生基本計画を執行管理していくに当たり、森林審議会での白書案を評価していただき、今後の施策に反映をしてまいります。

４ページをご覧ください。

森林共生基本計画の位置付けについてご説明いたします。

昨年度制定しました静岡県森林共生基本計画は、森林との共生に関する施策の推進のため、森林や林業・木材産業を取り巻く現状や社会経済情勢の変化を踏まえた計画となっております。

この計画は、静岡県総合計画と一体的に施策を推進する分野別計画として位置づけしており、計画期間を合わせて推進してまいります。

5 ページをご覧ください。

森林共生基本計画の構成についてご説明いたします。

基本理念は「『森林との共生』による持続可能な社会の実現」とし、目指す姿には「豊かな森林の恵みによるすべての県民の幸福度の向上」を掲げております。

それらの下で、「持続可能な林業・木材産業の推進」「森林の公益的機能の維持・増進」「社会全体で取り組む魅力ある森づくり」の3つの方向性で進めてまいります。

6 ページをご覧ください。

ここからは、令和7年度のトピックスとして8つの項目を取り上げています。

左側は、社会情勢の変化への対応や多様な意見を参考にして新たに策定した森林共生基本計画の報告です。

右側は、原木流通へのデジタル技術の実装や、山間部でのGNSS活用環境の整備によるスマート林業の推進の報告です。

7 ページをご覧ください。

左側は、今年3月に、県産材利用の趣旨に賛同した県内外の企業・団体11社と締結しました静岡県産材利用促進協定の報告です。

右側は、県民の皆様から多くのご意見をいただき、森の力再生事業の継続が決定されたことの報告です。

8 ページをご覧ください。

左側は、近年静岡県でも目撃数が増えているツキノワグマについて、生息実態調査と管理対策の結果を踏まえ、人身被害ゼロを目指した計画を策定することの報告です。

右側は、令和7年度8月の集中豪雨被害の早期復旧への取組や、近年増加している林野火災の注意喚起を実施したことの報告です。

9 ページをご覧ください。

左側は、森づくり団体のメンバー高齢化等の課題に対応するために実施した新規参入者確保の取組の報告です。

右側は、本県の特産品であるしいたけ生産に害を与えるキノコバエに対して、LED照明の夜間点灯により被害が予防できることが分かったことの報告になります。

次に、10ページをご覧ください。

「森林との共生に取り組む人」では、各分野で顕著な取組を進められ、令和7年度に表彰された方などを紹介しております。

左上の石井隆一さんは、高品質な原木しいたけの安定生産や、若手の指導、地域おこし協力隊の受入れ等により、しいたけ産業の持続的発展と品質向上に取り組んでいます。

右上の小寺良宗さんは、木材生産と木材チップ製造の複合経営を行なうとともに、早生樹への樹種転換を率先して進めています。

左下の小澤緑さんは、富士自然観察の会や富士市環境アドバイザー等の活動を通じて、富士山を初めとした自然の魅力を伝えています。

右下の「くま遊学亭あそびや」さんは、宿泊者が地域住民と交流しながら山里の暮らしを体験できる場を提供し、地域の自然や農林業の魅力を伝えています。

それでは11ページをご覧ください。

ここからは、共生基本計画に定める方向性ごとに、令和7年度の評価と令和8年度の主な取組を取りまとめています。

ページの構成としましては、一番上段に共生基本計画の各方向の概要を掲載し、中段に成果指標と計画期間の実績値の推移が分かるようにグラフを掲載しています。そして下段に方向全体の総評を掲載しております。

それでは、方向1「持続可能な林業・木材産業の推進」について、ご説明します。

本方向の総評として、持続可能な林業・木材産業の実現に向け、先端技術の実証や路網整備、森林認証取得促進など、成果が上がっています。

一方で、森林経営計画の更新や、新設住宅着工戸数の低調を踏まえた、新たな県産材需要の確保、林業の新規就業者の確保と採用促進、労働生産性向上と就労環境改善などの課題があります。

12ページをご覧ください。

左側が令和7年度の評価、右側が令和8年度の主な取組となっています。

方向1の(1)「林業の生産性の向上」についてです。

令和7年度は、森林経営計画の更新がなされないことにより、認定面積が低調であったこと、再造林の採算性等への不安から面積の目標に達しなかったこと、エリートツリーの生産管理体制が不十分なことによる種子生産量の減少が課題となりました。

これを受け、令和8年度は、高精度森林情報を活用した森林経営計画の策定を支援してまいります。

また、獣害対策と経営体支援により、再造林の採算性を向上させるとともに、エリートツリーの生産管理体制の見直しや、早生樹導入による次世代林業モデルの創出を進めてまいります。

13ページをご覧ください。

(2) 「県産材製品の需要拡大」です。

令和7年度は、建築基準法改正や物価高騰の影響により住宅着工戸数が減少したことで県産材供給量が低調となる一方、公共部門での利用は増加しました。令和8年度は、非住宅建築物向けのJAS製品供給体制強化と、JAS認証取得支援による新たな需要の開拓や、県産材利用の情報発信強化と表彰制度による企業等の利用意識の醸成を図るとともに、官民連携の協議会を活用した企業支援と公共分野での率先利用を推進していきます。

14ページをご覧ください。

(3) 「人材の育成」です。

令和7年度の新規就業者数は横ばいで推移しており、採用促進が課題である一方、森林技術者数は目標以上に確保されました。しかし、労働生産性と持続的経営の定着を図る経営体数は伸び悩んでいます。

これを受け、令和8年度は、就業情報を一元管理する「森林（もり）ナビ」の運営や高校生向けの出前講座等により新規就業者確保を強化するとともに、新たに採用力強化のためのセミナーを開催し、経営体の採用活動を支援してまいります。

また、森林技術者のスキルアップとデジタル人材育成による技術力の強化や、新たに作業の危険ポイント等を提案するAIアプリの導入などによる生産性向上と職場改善を推進し、安心して働き続けられる環境を整備してまいります。

15ページをご覧ください。

方向2、「森林の公益的機能の維持・増進」についてです。

本方向の総評として、治山事業や森の力再生事業による荒廃森林の整備、J-クレジット創出や炭素貯蔵建築物の増加、木質バイオマスの搬出促進など、カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進しています。

一方で、間伐面積の伸び悩みや野生動物の個体数管理などの課題があり、今後、関係者の連携強化の下、多様性に富む森林の保全・整備を通じた森林の公益的機能の維持・増進に向け保全整備に一層取り組む必要があります。

16ページをご覧ください。

(1) 「森林の適正な管理・整備」です。

令和7年度は、高精度森林情報をオープンデータ化し、利用環境を整備しましたが、森林経営計画認定面積は低調で、更新促進が課題となっています。

令和8年度は、三次元点群データ解析による高精度森林情報の整備と、継続的なオープンデータ化を進め、これを活用した森林経営計画の新規作成と更新を促進します。

また、市町や関係団体と連携し、ICT技術を活用した森林の集積と施業の集約化を支援してまいります。

17ページをご覧ください。

(2) 「多様性のある豊かな森林に向けた整備・保全」です。

令和7年度は、治山事業と森の防潮堤づくりが順調に進捗し、森の力再生面積も目標を概ね達成いたしました。一方で、自然共生サイトの認定は進むものの、鳥獣保護区の見直しにより保護地域面積は減少見込みとなりました。また、ニホンジカ推定生息頭数は減少していますが、目標達成にはさらなる捕獲が必要です。

令和8年度は、自然共生サイトの認定取得支援を強化するとともに、レッドデータブック改訂等による野生動植物保護管理を推進してまいります。

あわせて、ニホンジカの奥山での捕獲やデジタル技術活用による効率的な管理捕獲を進めるとともに、担い手確保育成を推進します。また、県民等との協働により、富士山と南アルプスの生態系保全対策を実施してまいります。

18ページをご覧ください。

「森林吸収源の確保」についてです。

令和7年度は、主伐面積の増加に伴い造林保育面積は増加した一方で、間伐面積は減少し、森林整備面積は横ばいとなりました。J-クレジットプロジェクトの認証面積や炭素貯蔵建築物認定件数、木質バイオマス用材生産量も順調に増加をいたしました。

令和8年度は、先端技術の導入支援と高精度森林情報の活用による施業の集約化を推進し、生産性の高い施業地の確保や木質バイオマスの需要に応える県産材の安定的な供給体制を確立し、森林整備面積の増加を図ってまいります。

19ページをご覧ください。

方向3「社会全体で取り組む魅力ある森づくり」についてです。

本方向の総評として、山村資源を活かした自然体験プログラムの充実と企業・団体との協働により森林・山村の魅力向上が進んでいます。

一方、自然ふれあい施設利用者は減少傾向にあり、年齢層やニーズに応じたプログラムの充実が必要です。

また、しいたけ生産者や生産量の減少への対策と資材価格高騰への支援が求められています。

今後、森林サービス産業による森林空間のさらなる活用と、県民、企業との連携強化が求められております。

20ページをご覧ください。

(1) 「県民と協働で進める森づくり」です。

令和7年度、SNS情報発信件数は目標を達成し、自然体験プログラム実施回数や森づくりサポーター企業数は増加、森林環境教育に取り組む市町も3市町増加しました。

令和8年度は、SNS「しずおか森林・林業情報発信局」を活用した情報発信を強化し、県の取組に対する県民の皆様の理解を一層向上させてまいります。

また、県有自然ふれあい施設での多様な体験プログラムの提供や、森づくり・緑化活動に企業が参入しやすい環境を整備します。

また、森林環境教育の実施が進まない市町の状況をヒアリングし、課題に応じた効果的な支援を実施してまいります。

21ページをご覧ください。

(2) 「地域資源を活かした山村づくり」です。

令和7年度は、森林所有者と企業とをマッチングした取組について、森林空間活用情報サイトを活用して情報発信した結果、森林サービス産業等に取り組む団体数は順調に推移しました。

一方で、しいたけの生産者と生産量は減少傾向でしたが、資材価格高騰対策支援により生産量は維持されています。

令和8年度は、森林サービス産業の成功事例等をホームページなどで情報発信し、参画者の拡大を促進するとともに、参画事業者へのフォローアップを強化することで森林サービス産業を着実に進めてまいります。

また、しいたけについては、新たに開催する原木しいたけ生産塾や資材経費の助成により新規生産者を確保し生産量の増加を目指してまいります。

22ページをご覧ください。

このページから25ページまでの間は指標の一覧となっております。指標の説明等が詳

しく掲載してありますが、時間の都合もありますので詳細な説明は省略させていただきます。

最後に、26ページになります。

静岡県の森林・林業に係る統計情報については、左上のリンク先に公開をしています。また、その下に、Facebook「しずおか森林・林業情報発信局」のリンクを設置し、森林・林業に関する情報を投稿していますので、このリンクからそちらに飛ぶことができます。

以上で令和8年度静岡県森林共生白書の説明を終わります。白書は7月にインターネットで公表する予定となっております。

それではご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中谷会長 説明が終わりました。ご質問等ございましたら発言願います。

○石野委員 今話を聞いていまして、林業の未来に向けて大変よくできているなと思っています。あらゆることを網羅していますので、特に意見というものはありませんが、少しお願いがございます。

11ページから12、13ページの持続可能林業のくだりについて、ここには「着工数減」ということが書いてあって、静岡県においては、実は緊縮財政の中で公共事業も減っております。調べてみると、他県に比べて著しく少ないということが分かっております。その中で、ここに書いてあるように木材生産量を維持したり県産材の使用量を増やすことがいかに困難かということは我々も分かっておりますので、ぜひそこについては、行政の取組をお願いしたいと思っています。また、進め方としては、環境性能やEPD、LCCM等ありますので、県として勉強して業界に指導してくれるとありがたいなと思っております。

また、11ページについて、路網の延長がクローズアップされていますが、路網の延長よりも、既存の道路をもう1回整備し直すことが必要だと思います。

また、再造林面積について、R7見込み190haから目標値400haというのは非常に難しい数字で、これには実は人材が欠かせないと私は思っております。そういう中で、14ページから人材育成の話が出ており、就業者の増加が書かれております。これはよく分かりますが、実はこの反対に、引退している人もいたり、就業しても辞めていってしまう人がいるということで、これについては記述がありませんが、このような方も多くいます。

また収入においても記述はありませんが、実際2万円の日当とすると200日で400万で

すよね。3万円の日当だと200日で600万ということで、林業労働者の収入を上げていくことが林業労働者を増やすことになると思います。この辺も県の施策において非常に重要なことだと思っております。

また、18ページにあります森林整備の面積を増やしたり間伐を増やしたり、J-クレジット、またバイオマスについても、これは全て人材がいないと話にならないということです。特に白書では全般を網羅しておりますが、人材について、特に行政の取組があるとありがたいなと思っております。

高精度森林情報について、ドローンやヘリを使い、非常に精密な情報が出ているのはよく分かりますが、「じゃ、これを使って何をするの？」というのが欠落していると思っております。山のことを実際知っている、人間森林簿みたいな人がおりますので、こういう人たちと一緒に、取得した精密なデータを使いながら森林整備に使っていくことも大切です。地元の林業をやっている人との協働で進めていくことも必要だと思います。特に行政の担う役割は非常に大きいと思っておりますので、森林共生白書を作っただけで終わるのではなく、取組を進めてもらいたいと思っています。

○中谷会長 何かおっしゃりたいことはありませんか。

○深江森林計画課長 「人間森林簿」。初めて聞く単語ではございますが、昔から山に詳しい方がいらっしゃって、本当にいろんな情報を持っていらっしゃるというのは我々も認識をしているところでございます。

今、そういった方々と一緒になって高精度森林情報を活用しながら進めるといったお話もありましたが、我々も、高精度森林情報だけではなかなかうまくいかないというところも認識をしていますし、次第に山に詳しい方々が少なくなってきた、また山にも入っていけなくなってきたという状況にもあるのかなと思っています。特に高齢の方々が「どこの木とどこの木がこの人たちの境だよ」というところまでご存じだとしても、山まで行っていただくことは難しい現状があります。そういったところを、高精度森林情報であったりとか、また、今集約化を進めるために360度カメラなどで撮影した映像を街場で見ながら集積・集約化の取組も進めていますけれども、そういった2つの情報をしっかりと連携させて活用しながら、森林整備を進めていきたいと考えています。

○中谷会長 他にいかがでしょう。

○山崎委員 2点コメントさせてください。

森の力再生事業の件とツキノワグマの件になります。

森の力再生事業は、3期目が始まるということで、私自身は林業従事者ではありませんが、いろいろな現場を見させてもらって、とてもすばらしい活動をされているということはよく存じ上げています。第2期の際にも何回も行なわれていたと思いますが、ぜひ一般県民の方々が現地をしっかりと見て、この事業の意味を、本当に普通の県民が知る機会を、この第3期でもたくさん用意していただけると助かるなというのが1点です。

もう1点はツキノワグマの件です。具体的なところについては、これからできる管理計画の中でよいと思いますが、恐らく自然ふれあい活動の参加者数は激減するだろうなと想定しています。できる限り、一般県民に対するツキノワグマに対する正しい普及啓発を急がないといけないかなと思っております。正しく恐れるということや、あるいは状況がどんどん変わりますので、順応的にちゃんと自分たちで判断して、活動を過度に止めないよう推進していかない限りは、異様に恐れてゼロになってしまうみたいな、極端な風が吹きそうな予感もしております。もちろん民間事業としても一生懸命やらなければいけないなと思っていますが、県ともぜひ連携していきたいと思っていますし、公共的にできるところもかなりあると思っています。

○中谷会長 何かコメントはよろしいですか。

○深江森林計画課長 森の力再生事業について、これまでも、審議会、また森の力再生事業の評価委員会におきまして、事業の目的であったり成果をしっかりと県民の方々に広報するよにという指摘をいただいております、我々も様々な方法を用いて取り組んでいるところでございます。

今委員からご指摘をいただきましたとおり、県民の方々が直接森の力に触れる機会として、これまでもイベント等を開催してまいりましたけれども、引き続きしっかりと、県民の皆様に広報してまいりたいと思います。

○寺澤自然保護課長 ツキノワグマについてです。全国的にクマの出没や人身被害が非常に増えたということで、昨年の秋から今年の春にかけて、連日ニュースで報道されるような状況になっております。

静岡県におきましては、幸いそこまで市街地にたくさん出てくるとか死亡事故が発生するとか、そういったことはない状況ではございますけれども、社会的に注目が集まっている中で、目撃件数について、カモシカやイノシシもクマに見えてしまうという状況もあり、そういった錯誤情報も含めて、令和7年度については、統計開始以降最大の200件という目撃件数になりました。

山崎委員からご指摘がありましたとおり、正しく知識を持っていただくために普及啓発をしていくことが大事であると思っております。特に、クマの生息域に近い中山間地の小学校で出没する事例もありました。そのような中で子供の頃からクマに対して、過度に恐れないという意味も含めて正しい知識を知ってもらうため、県では今年度から出前講座も始めました。また、今年度中に、特定鳥獣管理計画を定めまして、今後のクマに対する管理の対策を進めてまいりたいと思っております。

○中谷会長 ほかにいかがですか。

○今泉委員 森の力再生事業を継続し、荒廃森林の整備に取り組まれるということで、すばらしいことだと思います。また、今年度から溪畔林の流れ木の対策をやられる。私も土砂災害が専門なので、全国の災害が発生した場所に災害調査で行く機会があり、流れ木が災害を激甚化させているというのを、目の当たりにしてしまっていて、これはどうにかしないといけないと感じているところです。

溪畔林の流木発生源対策を、こういった箇所ではどのように行なうのかお聞かせいただけないでしょうか。

○中谷会長 深江課長。

○深江森林計画課長 森の力再生事業で第3期から実施いたします溪畔林の対策について、ご説明をさせていただきます。

森の力再生事業は、これまで、森林（もり）づくり県民税という超過課税を県民の皆様にご負担をいただいて事業を実施しています。そういった点から、既存の事業で実施をしているものに対しては超過課税を充当しないという形で進めてまいりました。今回行なう溪畔林の対策については、これまで実施してきている荒廃した森林の少し強度な伐採である人工林の再生整備に加え、森林の中にある溪畔林沿いの人工林を伐採して、大雨が降った際に流れ出ないような位置まで運び出すなどの処理を考えています。

大雨の際に、被害を拡大してしまう流れ木ですが、基本的には溪流沿いの木が土砂とともに下流に流れていって、それが下流の橋等に詰まってしまっていて被害が大きくなる。また、山腹斜面の崩壊で流れ出ると思っています。山腹斜面の崩壊に対しては、森の力再生事業ではとても対応できるものではないと考えていますので、今回、山の中の小渓流沿いの、大雨が降ったときに水位が上がってしまうような場所に、もう既に倒れてしまっているような木を伐採、また運び出し、移動という形で処理をしたいと考えています。

○今泉委員 溪畔林については、おっしゃられるとおり、巻き込まれる箇所に生えている森林は、それが巻き込まれることで災害を大きくしてしまう可能性があるということで、積極的に整備をしたほうがいいと私も思います。その溪畔林の定義をどうするかというところが、考えどころだと思いますが、例えば溪流の一番源流部分ですかね。専門用語で「0次谷」と言いますが、そういったところの森林は、巻き込まれるかどうかではなくて、土石流がそもそも発生するかどうかというところで発生を止めている効果もあると思います。溪流の一番どん詰まりの上流側については、あまり豪快に伐採しないほうがいいのかなと。どちらかというところ、土石流が発生した場合に巻き込まれる可能性があるようなところを中心に管理をしていただけると防災につながると考えております。

○中谷会長 ほかにいかがでしょう。

○蔵治委員 このたびの説明は、条例に基づく計画の白書ですので、条例に立ち返った質問をさせていただきます。この条例において、森林の定義は第2条の定義ではなく、第2条の(1)で「森林所有者」が定義されていて、そこでは、森林の所有者の中で、「国及び市町（財産区を含む）」は除外されているということです。先ほどの説明も、国とか市町の話は一切出てこなかったのは、そういう条例の立て付けになっていると理解したところなんです。実際に森林は、シームレスに国とか市町の森林とつながっているものですが、ある意味縦割り行政的に、条例や計画が作られているという印象があります。第4条の3において、「県は国及び市町と連携し、森林の共生の推進に努めるものとする」という条文もありますが、先ほどその「国及び市町との連携」についての説明はなかったので、そこについて具体的なご説明等あればいいのかなということがまず1点です。

それから、第10条に「森林県民円卓会議の設置」が規定されていますが、説明がなかったように思いますので、ご説明いただければと思いました。

最後に、第20条に「県営林」があり「県営林は、模範となるように、計画的かつ適切に管理するものとする」とありますが、それについてもご説明がございましたので、補足いただければと思ったところです。

○中谷会長 3点ですが、当局からお願いします。

○深江森林計画課長 国と市町との連携についてです。

国につきましては、林野庁の出先機関である森林管理署が県内には3つございまして、各管理署と随時様々な意見交換をさせていただいております。また年1回、3つの管理署及び県が集まる会議を開いて、国・県の取組、国・県両方にまたがる課題について意

見交換をしているところです。特に一番多いのは、国有林と民有林の合同で、連携した木材生産の方法について道を開設したり、一緒に木材を生産していくといった取組の方法や、シカ等の獣害対策について、国との会議の中で大きな話題となっているところです。

一方、市町とも綿密な連携をとっています。特に、森林環境税が始まり、市町には森林環境譲与税が令和元年から配分されています。市町が取り組む森林整備への支援や、また白書の中にも少し話題として出していますが、森林経営計画の認定は、多くは市町長が認定をしていますので、そういったところの支援や、森林経営管理制度という制度もありますので、制度の進め方について話し合いの場を持っています。

それにつきましては、県の出先の農林事務所ごとに、県と市町の担当で協議会を設けていますので、その中で意見交換を進めています。

続きまして、円卓会議については、白書の中に記載があいませんでした。記載については検討させていただきたいと思いますが、令和7年度につきましては、天竜地域で、シカの獣害対策や獣との付き合い方などを円卓会議のテーマとして、県民の皆様にご参加いただいて話し合いを持ったところです。円卓会議の進め方につきましては、県内毎年1箇所、東部・中部・西部を持ち回りという形で開催をしております。それぞれの場所でテーマを毎年決めながら、県民の皆様と森林との共生について話し合いを進めているところです。

○**橘川森林整備課長** 県営林については、分収造林地と、土地も立木も県の所有している県有県営林がございます。現在どのような模範的な取組をしているかといいますと、最近はJ-クレジットの登録制度が始まったところで、県で率先して取得にチャレンジしまして、今まさに売り出しを始めたところでございます。

県の職員が実際にJ-クレジットの取得の事務手続や検査を行なったノウハウを民間の皆様にも普及しているところでございます。

○**中谷会長** いかがですか。

○**蔵治委員** 非常にたくさん取り組まれているということなので、ぜひ白書でも少し触れていただいたほうがいいかと思いました。

私ども東京大学という森林所有者の立場から申し上げますと、普通林においては、伐採届を市町に提出することになっていますが、伐採届を提出しても、役場の担当の方が制度に不慣れで、非常にこちらにも困るようなケースを経験しております。伐採届を提出す

ると、伐採後に造林または天然更新するということをチェックする仕組みが市町にあるわけですが、その仕組みが機能しているのか心配になるケースが散見されております。市町に対して、普通林を適正に、健全に保つには、伐採届の取扱いや事後のチェックが極めて重要だということを、ぜひ県との連携できちんと一緒に勉強していくことが、様々な施策の実効性を高めると思っておりますので、付け加えさせていただきます。

○中谷会長　ほかにいかがでしょう。

○西久保委員　県産材利用促進協定について、静岡県浜松に来て、県全体で「天竜材を使おう」という勢いを感じています。この県産材利用促進協定の内容で、県としては、その構想の実現に向けて、情報提供や広報などの支援を行なうとなっていて、県内での広報はもちろんです、県外へのアピールというか、「静岡県はここまでやってるぞ」とアピールすると、回り回って県民のプライドを上げるというか、意識を高めてくれて、それがまた利用促進につながっていくものと、両方の視点から見て感じます。そういったところも、少し視点を変えて取り組んでみられてもよいのではと思いました。

毎年いろんなところで、公共建築で木材利用をされているのを目にしており、とても良い使い方をされている物件が多くて、静岡県は全国的に見ても、すごくクオリティーが高い県だと感じています。

○中谷会長　いかがですか。

○牧野林業振興課長　協定制度は、昨年11社と新しく締結して取り組んでいるところです。県の取り組みとして、広報について県外までは、取り組んでいなかったということもございました。委員がおっしゃるとおり、静岡県の取組を、もっと、県内だけではなくて県外にもPRして意欲をかき立てるような、そんな取組も必要なのかなと感じたところです。今後検討させていただきたいと思っております。

○中谷会長　ほかにいかがでしょう。

○浅見委員　17ページについて、2か所お聞きしたいところがあります。

まず、ページ左下から2つ目のチェックのところで、下線の引いてある「保護地域とOECMの面積は減少見込み」という、この記述ですが、その前の文章を見ますと、自然共生サイトは新たに認定されているとあります。保護地域のほうは、鳥獣保護区見直しがあったために減っているということは分かりますが、自然共生サイトが増えているということは、OECMのほうは、面積は減少ではなく増加ではないのかと思いますが、いかがでしょうか。というのがまず1点。

それから2点目は、ページ右側を見ますと、下のほうに富士山だとか南アルプスの記載があり、それ以外は基本、林業に関することが多いかなと読み取っています。実際のところ、森林共生基本計画を拝見しますと、方向2のところで、「自然環境の保全による森林の公益的機能の発揮」として、「奥山や里山の森林管理」ということも書かれておりますし、特に方向3では「里山に対する理解を深めていこう」とも書かれていますので、令和8年度に書くのは難しいかと思いますが、やはり里山に関しても多様性のある豊かな森林に向けた整備・保全として何か書き込んでいただければと思います。この2点です。

○中谷会長 いかがですか。

○大川井環境ふれあい課長 まず1点目の、OECMは増加ではないというご質問については活動指標に「保護地域とOECMの面積」という項目名がありまして、実際保護地域とOECMがどういう見込みであるかという点については、保護地域に関連する鳥獣保護区が農林被害等の状況で減ってしまうという状況があります。

一方で、OECMにつきましては、令和7年度は13か所で、自然共生サイトとしては約230haの認定がございます。環境省で、このうち保護地域を除いたOECMの国際データベースへの登録がまだされておりません。これが8月頃公表ということになります。状況としては保護地域は減るけどOECMは増えるというのが実際でございまして、ここの文章は、上の活動指標の項目名をそのまま持ってきてしまっているのもので、全体としては減ってしまうということになります。ここは分かりやすく書き換えたいと思います。

それから、里山の整備につきましても、令和8年度も引き続きしっかり取組をしたいと考えております。書きぶりにつきましては、里山の保全等を通じて、生物多様性の保全や自然との触れ合い等が図られるよう付記していきたいと思います。

○浅見委員 1点目につきましては、指標を使って合算値になっているのでということ。2点目についてはちょっと考えていただけるということ。

2点目につきましては、例えば林家の裏山で、植林じゃない木が大きくなって土砂災害が起きかねないと心配されている方もたくさんいらっしゃいますし、やはり何よりも、遷移が進んでいって、暗い、非常に多様性の低い森になっていっているところも多いので、考えていただけるとありがたいです。

○中谷会長 ほかにいかがですか。

○近藤委員 2点ございます。

まず1点目ですが、共生白書は大変網羅するような形でつくっていただいて、分かりやすいかなと思いますが、前半のページにPDCAとあり、そのサイクルにおいてチェックをして改善するというのが分かりにくいので、何か表現できたらいいなと思いました。

具体的に申しますと、方向1というページのところでいきますと、左側活動指標に下線が引いてあり、それぞれに「順調に進捗」とか「計画の更新が必要」などと評価がありまして、これに対し右側のほうの取組のところで、恐らく少しずつ改善するような形が書いてあると思うので、特に改善したところを下線で引くとか、流れが分かりやすい形になっているとよいかと考えました。それが1点目でございます。

もう1点は、話が別の観点になりますが、最近やはり降雨がとても強くて、どうしても沢沿いなどの人工林で、大きな災害には至らなくても、表土を含めた流出が、多くの場所で見られています。河川を濁らせたり、いろいろとある中でそうした気象の変化に対し、森林における改善点がどの取組に当たるか確認したいと思います。

○中谷会長 はい、当局。

○深江森林計画課長 白書のそのPDCAの回し方、特に改善した部分が分かりにくいという部分でございます。

今回、Web上で見やすいように白書の様式の見直しを進めてまいりました。現在下線が引いてあるところは、押していただくとほかのホームページへ飛んだり、そういう詳しい情報へリンクをさせる形をとってあります。近藤委員のおっしゃられるとおり、確かに、特にページ右側の主な取組の改善について、何を改善したのかが、はっきりと分からない状況になっていますので、表現の仕方について、見やすいように修正をさせていただきたいと思います。

○松野森林保全課長 先ほどの、強い降雨等があって災害が増えているということですが、8ページ右側に「豪雨等による山地災害への対応」というところで書いてございまして、異常気象等によって生ずるものについて、治山事業で対応してございます。対応の方針といたしまして、23ページの下に、「山地災害危険地区の整備地区数」という指標がございすけれども、まずは崩れるとか土砂が出るという危険度と、保全対象などを組み合わせて、山地災害危険地区の危険度をランク付けしておりまして、その危険度と優先度とを組み合わせ、上位のものから優先的に対応する方針で取り組んでおります。

○中谷会長 いかがですか。

○近藤委員 ありがとうございます。もう少し詳しい資料とかを今度勉強したいと思います。

○中谷会長 ほかにいかがでしょうか。

○中山委員 先ほど溪畔林の話が出ていました。我々、森林を実際に手入れする立場からすると、河川沿い、溪流沿いの森林は大変手が入れにくいところであります。大抵両側が急峻であったり岩があったりとかで、さらに手入れが遅れているところが多いものですから、非常に手が入りにくいところになります。その中で、通常の森林整備の方法ではやりきれないようなところも出てくると思いますので、ぜひ慎重にやるべきかなと思いました。

あと、最近県では、林業従事者を増やすために、いろいろセミナーをやっていただいたり、非常にありがたく思っております。特に雇用管理に関して、私的な意見ですがけれども、我々の林業業界というのは、一般の企業に比べると遅れているのかなということを非常に感じております。その中で特に思うことは、人を育てるのに時間がかかるということ。人が増えればすぐに生産量に結びつくのではないですね。それと、安全確保のバランスをとりながら人材を育成していくのに、かなり時間がかかると思っております。そういう意味も含めて、これからも県によるそういう手厚い、ご支援をいただきたいと思います。

○中谷会長 ほかにいかがでしょうか。

ご意見も出尽くしたようですので、本日皆様からいただいた意見をまとめ、答申に反映したいと思います。なお、答申は会長に一任していただきたいと思いますと考えますが、いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○中谷会長 県当局においては、答申の内容だけでなく、本日各委員から出された意見を今後の施策の参考にしていただき、森林との共生の推進に努めていただきたいと思います。

それでは、令和８年度版静岡県森林共生白書（案）の審議を終了いたします。

次に、報告事項に移ります。

林地開発許可及び保安林の指定解除に係る答申について、説明を願います。

○事務局（石橋） 森林保全課森林保全班の石橋です。

林地保全部会事務局から、昨年１２月と今年の３月に開催しました林地保全部会にお

ける林地開発許可及び保安林の指定解除に係る答申の結果について、ご報告いたします。

お手元の資料、報告事項（１）「林地開発許可及び保安林の指定に係る答申」をご覧ください。

初めに、答申の実績について説明いたします。

資料の、１「答申実績」、（１）「件数実績」をご覧ください。

林地保全部会では、林地開発許可で４件、保安林の指定解除で１件の答申を行ないました。

左側の「個別」欄は、林地開発許可の、主に森林の形質変更面積が５haを超えるもので、新規が１件、変更が１件、合計２件ございました。

中央の「包括」欄は、林地開発許可で、事務局で答申を行ない林地保全部会に報告する、主に森林の形質変更面積が５ha以下のもので、新規が１件、変更が１件、合計２件ございました。

次に、（２）「目的別件数面積」をご覧ください。

林地開発許可について、目的別に見ますと、「土石等の採掘」「残土処分場等の設置」「道路の新設又は改築」「工場・事業場の設置」で、それぞれ１件ずつございました。

続きまして、答申を行なった案件の内容について、ご説明いたします。

２、「答申案件一覧」、（１）「林地開発許可」をご覧ください。

上から順に、浜松市浜名区における土石等の採掘、三島市における残土処分場等の設置、静岡市清水区における道路の新設、御前崎市における工場・事業場の設置の施工となっております。

１つ目の土石の採掘は、既に稼働している採石場の更新に伴う許可でございます。

また、３つ目の道路の新設は、防災施設に係る変更であり、面積の増減はございませんでした。

各案件に関し、林地保全部会では、林地開発許可については、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の２第２項の各号の規定に該当しないと認められる」との答申をしました。

なお、答申には、今から読み上げます附帯意見が付されております。

No. １の、浜松市浜名区における土石の採掘については、既存の造成森林において、生育のよい種を参考にし、今回の緑化植物の選定を行なうこと。

No. ２の、三島市における残土処分場等の設置については、調整池の浚渫を定期的に行

ない、適切な維持管理に努めること。

もう1つは、残置造成森林の維持管理を適切に行なうこと。

No. 3の、静岡市清水区における道路の新設については、変更許可の内容を遵守し、工事内容の変更が必要な場合は必ず工事を行なう前に変更手続を行なうこと。

直接放流域の形質変更区域から下流への土砂流出防止対策を検討すること。

最後に、No. 4の御前崎市における工場・事業場の設置については、枯損しているマツの処理に当たっては、松枯れが拡大しないよう十分な配慮を行なうこと。

種子吹付による緑化においては国産種子の仕様を検討することとなっております。

これらの附帯意見については、県から事業者に伝達し、対応を指導することとしております。

次に、(2)の「保安林の指定解除」をご覧ください。

保安林の指定解除については、御前崎市における発電施設用地の開発に係るものでございました。こちらは、先ほどご説明しました(1)林地開発許可のNo. 4と、同地区における保安林箇所での工事となります。

本案件については、森林法第26条第2項の規定により、「解除しても差し支えない」との答申を発出しております。

なお、附帯意見はありませんでした。

林地保全部会事務局からの報告は以上になります。

○中谷会長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

○蔵治委員 どの委員がどの部会に所属しているか名簿に記載されていないですけども、それは省略されているだけという理解でいいですか。

○中谷会長 事務局どうぞ。

○深江森林計画課長 申し訳ございません。委員名簿で再度皆様に共有をさせていただきます。

○中谷会長 それでは、ほかにご意見等ないようですので、引き続いて、高精度森林情報のオープンデータ化について、説明を願います。

○事務局(宇津美) 高精度森林情報のオープンデータ化について説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

最初に、森林情報のオープンデータ化の背景についてご説明いたします。

近年では、林業や木材産業の事業活動の広域化が進んでいることに加え、持続可能な

社会の実現に向けて、他分野の企業も森林に対して高い関心を寄せており、カーボンニュートラルの実現や生物多様性の保全など、昨今の国際的な動向を契機として森林情報のニーズが高まっています。

国においても、森林情報の提供や公開を推進しており、森林計画対象森林、また保安林、山地災害危険地区、林道等について、民有林と国有林を併せ、令和7年度から複数年をかけて全国統合データを整備し、全国一元的にオープンデータ化を進めております。これら以外の森林簿や森林資源の現況に関する情報について、各都道府県においても積極的なオープンデータ化が求められているところです。

本県では、既に森林計画情報をオープンデータ化しておりますが、本日は、今年度から実施しております高精度森林情報のオープンデータ化の取組について報告をいたします。

3 ページ目をご覧ください。

県では、令和元年から3年にかけて、全県的に航空レーザー測量を実施しており、この測量結果を解析することで、高精度な森林情報の取得を進めております。

左の図のオレンジ色で着色された区域が、令和元年度以降の解析の終わった森林となります。

解析する対象森林については、各農林事務所を通じ、市町や林業経営体の要望を踏まえて決定をしております。

令和7年度末時点において約20万haの解析を終えており、令和10年度までに県内民有林約40万6,000haのうち、木材生産に適した地域の約9割に当たる26万haを目標として高精度森林情報を整備してまいります。

また、令和8年4月より、解析した高精度森林情報を「G空間情報」というWebサイトにてオープンデータ化しています。これにより、誰でも容易にデータを取得することが可能となり、森林管理や木材生産に有効活用されております。

4 ページ目をご覧ください。

オープンデータ化した高精度森林情報を、市町や林業経営体等がどのように活用しているかをご紹介します。

最初の事例として、左のイラストをご覧ください。

これは、木材生産に適した箇所の選定に活用した事例です。地表の傾斜と森林の材積の分布データをGISソフトで組み合わせることにより、傾斜が緩く資源が充実している箇

所を確認することができます。これにより、生産適地が見える化し、森林所有者の方々への説明にも活用されております。

また、右のイラストをご覧ください。

これは、森林由来のカーボンクレジットに活用している事例です。樹種や樹高データといった森林資源量のデータを活用することで木の成長量を算出することができ、カーボンクレジットの発行に必要な作業を大幅に簡略化することができます。

このように、高精度森林情報を活用することで、これまでの実地調査の負担が大幅に軽減され、効率的に森林資源や地形を把握でき、森林施業の集約化や森林経営計画作成の促進につながります。

今後も、県といたしましては、オープンデータ化により、市町、林業経営体や民間企業等が行なう木材生産等を支援してまいります。

○知花委員 ご説明ありがとうございました。2ページ目の左の図で、この解析のオレンジ色の範囲が、すごく粗いメッシュで見えていて、これが後で90%ぐらいいくということですけど、最終的にはおおよそオレンジ色になっていくイメージでしょうか。

○深江森林計画課長 今、2ページ目で示させていただいている絵について、ものすごく県の全体を縮めていますので、細かく分かれています。現在進めているのは、林業経営体、また市町の皆様とお話しをさせていただいて（3ページ目で少し示していますが）、「まずはここから進めたい」といったところを、ご要望を伺いながら解析を進めています。

残りの部分も進めて、できれば面的に全部終わるのがよいのですが、なかなかそこまでは行きませんので、随時解析を進めていって、まずは令和10年までのこの4年間で、木材生産団地を中心としたエリアで9割。その後も随時進めていって、できる限り県内の森林全体を網羅できるようにしていきたいと考えているところでございます。

○知花委員 分かりました。ありがとうございます。だから、大きい長方形のようになっていますが、この中に大事なところがちゃんと内包されていて、それがだんだん広がっていくイメージですね。

○中谷会長 ほかにございますか。

○石野委員 今のデータの状況、よく分かりました。非常に正確なデータが取れるということですけども、最後は、人間がここへ行きますのでね。繰り返しになりますが、山の労働者について、なるべくたくさんの方が就業して、たくさんの方ができるよう

施策に向かって進んでもらいたいと思います。

○中谷会長 ほかにいかがですか。

○蔵治委員 この4ページの右側のCO₂吸収量とか固定量とか成長量とか、いろんな言葉があるのですが、もう少しちょっと具体的に、例えば吸収量と固定量というのは、わざと違う言葉を別の意味で使っているのか、実際にどういう計算式を使って、どんなクレジットを発行されたのか、この点について教えてもらえればと思います。

○深江森林計画課長 CO₂の吸収量と固定量は、同じ意味で違う言葉になっています。

算出の仕方ですが、この航空レーザーの計測結果を使ったもので分かる内容というのが、どこの位置にどういった種類の木が生えているか、それがここに書いてある「樹種データ」となります。もう1つが、地面の高さと樹頂点と呼んでいる、木の一番高い位置の高さが分かるものですから、その差を出すことによって、木の高さが、この航空レーザーのデータから分かります。

そのままですと、航空レーザーでは、木の直径は分からないので、森林簿等で、この地域のこの地質の、例えばスギやヒノキの成長曲線から、現状と、間伐をしてからこれまでの木がどれだけCO₂を吸収してきたかというのを、国のカーボンクレジットの計算式等を用いて算出をして、このCO₂の固定量を出しているところでございます。

カーボンクレジットの発行に当たっては、「基本的には現場に行って現地調査をして、木の太さや樹高等を確認を下さい」というのが原則ですが、この航空レーザーを使った高精度森林情報であれば、現地の結果でなくても、この情報を使って申請、そして認定をしていただけるということになっていますので、現場に行く手間というか、作業を机上で代えることができ、比較的速やかにJ-クレジットの発行に結びついていると我々は考えているところでございます。

○中谷会長 いかがですか。

○蔵治委員 はい、ありがとうございます。

まず、クレジットはJ-クレジットだということですね。それで、基本的にはスギ・ヒノキのみを想定されていて、広葉樹は求められないという理解をされていて大丈夫ですか。

○深江森林計画課長 現在J-クレジットとして出しているものとしてはスギ・ヒノキになっています。広葉樹につきましては、それぞれの成長曲線が出ていないので、算出をしにくい部分があります。J-クレジット上ではまだなかなか難しいのかなとは思っています。

す。

ただ、J-クレジット以外のボランティアクレジットであったりとか、そういった独自のクレジットを算出する際にも、どの場所に木があるかというのは分かりますので、そういった点では使える情報であると思われそうですが、樹種まではなかなか広葉樹の場合は難しく、そういったところは課題としては残ってしまうと思います。

○石野委員 このデータでJ-クレジットが取れるというような趣旨の発言がありましたけれども、それはどの辺まで進んでいるんですか。今のこのデータによって取れるような趣旨の発言をされましたけど。

○橘川森林整備課長 樹高のデータを現場に行って調べなくても、この間接的な調査でもよいというルールです。現場でプロット調査せずとも測れるようになったということで、負担が少なくなるものです。そういったデータで地位級や木の成長が分かって、計算式に入れやすくなる状況です。

○石野委員 現地調査はいらないということですか。プロット調査はなくてもいいっておっしゃいました。

○橘川森林整備課長 審査機関が現地に行くとか、そういったときは現地に行かなければいけません。

○石野委員 そうすると、今のお金がかかっているJ-クレジットというのは、もっと簡単に、県として全体を航空測量すれば全体としてJ-クレジットを取れるということですか。あとは間伐の履歴は必要でしょうけれども。

○橘川森林整備課長 木の高さ、地位について現地に行かなくても分かるようになるというところだけで、それ以外の、書類を作ったり、計画を立てて、その計画の内容が適合であるとか、そういった審査の経費は同じようにかかるものですから、この航空測量データがあれば何もかもうまくいくわけではないということです。

○石野委員 現地調査は必要ないということですね。現地調査というのは航空測量で分かって、プロット調査も必要ないという趣旨でしたが、それでよろしいですかね。また教えてください。

○中谷会長 引き続いて、しずおか県産材利用促進協定の締結について、説明をお願いします。

○事務局（吉永） 林業振興課の吉永です。

しずおか県産材利用促進協定の締結について、ご報告いたします。

お手持ちの報告事項（３）の資料をご覧ください。

本件は、静岡県森林共生白書のトピックスにも掲載しておりますが、今後の展開を踏まえ、改めてご報告いたします。

都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定を、本県では「しずおか県産材利用促進協定」と称し、この協定の締結を通じて民間建築物における県産材利用の促進に取り組んでおります。

昨年度は、複数の店舗を展開するなど、波及効果が期待できる企業等を中心に訪問し、県産材利用の意義や効果、県の施策などを伝えた結果、趣旨に賛同いただいた県内外の企業・団体11社と3月に協定を締結いたしました。

今年度は、これまでに協定を締結した12社による県産材利用の取組を、広報活動などを通じて積極的に支援してまいります。また企業訪問については、例えば県内を中心に店舗等の新設が見込まれる飲食関係の企業や、環境意識が高く、地域貢献に意欲的な県内の銀行や信用機関などの金融機関。東・中・西部地区において建築工事に携わる県内の大手ゼネコンなど約20社を候補に訪問活動を計画し、進めているところであります。既に訪問した企業からは、店舗建設で使用する木材について、これまで特に指定をしたことはなかったものの、地域貢献として県産材の利用を検討してみたいといった声も伺っております。

今後も、こうした企業訪問を通じて県産材利用の意義等を説明し、10月頃までに約10社との新たな協定締結を目指してまいります。

さらに、企業による取組の横展開を図るため、11月頃をめどに、主に協定締結者で構成する官民連携組織の設立を検討しております。これにより、企業間の横連携を強化するとともに、当該組織が中核となって県産材利用を推進していくことで、本県の民間建築物における県産材利用を一層促進してまいります。

○中谷会長 報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようですので、以上で全ての報告を終わらせていただきます。

県当局においては、本日報告事項に対し出された委員の意見を踏まえて今後の施策を進めていただきたいと思います。

これをもちまして、本日の審議及び報告は全て終了しました。事務局にお返しをいたします。

○事務局 中谷会長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、森林・林業局長の中山からご挨拶申し上げます。

○中山森林・林業局長 委員の皆様には、大変お忙しい中、森林審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、長時間にわたるご審議の中、委員の皆様からは有意義なご意見を賜わりまして感謝を申し上げます。

本日は、令和８年度版森林共生白書（案）におきます令和７年度の実績、それから評価内容などにつきましてご審議をいただきましたが、委員の皆様からは、「高精度森林情報は、公開するだけでなく地域の方々に活用していただける取組が求められる」といった意見であるとか、「再造林やバイオマス利用には人材が不可欠であり人材の確保と育成に引き続き取り組む必要がある」といったご意見。それから、県産材利用促進協定に関する広報につきましては、「県内だけでなく、県内外にも情報発信し、企業の県産材利用の原動力につなげることも重要である」といったご意見。また、ツキノワグマに関しましては、「県民への正しい情報提供が必要である」といったご意見。森の力再生事業につきましては、「県民に整備状況や効果を知ってもらう機会を設けることが重要」といった意見や、溪畔林の整備の在り方についても複数のご意見、ご提案をいただいたところでございます。

本日いただきましたご意見などを踏まえまして、記述内容を修正した上で、７月を目途に白書を公表してまいりたいと考えてございます。

なお、次回の森林審議会でございますけれども、12月に地域森林計画の伊豆計画区の樹立と、その他計画区の変更について諮問をさせていただきたいと考えてございます。今後とも、本県の森林林業・木材産業の発展のため、ご意見、ご提案を賜われますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして令和８年度第１回静岡県森林審議会を終了いたします。

午後３時45分閉会